
北海道地球温暖化防止対策条例の 見直しについて

令和3年10月25日(月)
第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会



1. 条例制定後の主な情勢変化 3 - 6
2. 温室効果ガス削減の進捗状況 7 - 10
3. 条例の概要 11 - 13
4. 施行状況等 14
5. 条例に掲げる義務規定の運用状況 15 - 17
6. 他府県の条例における規定 18
7. 条例見直し検討に当たっての主な論点 19 - 21
8. 重点的にご議論いただきたい事項 22
9. 条例見直しのスケジュール 23

これまでの主な動き

世界的な動き

- ◆2015年12月 「**パリ協定**」採択
- ※2℃目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す
- ※1.5℃に抑える努力を追求
- ※適応の必要性を提示

国の動き

- 2018年2月 **気候変動適応法**の成立
- 2020年10月 **カーボンニュートラル宣言**
- 2021年4月 **30年度の新目標値を公表（13年度比46%削減）**
- 2021年5月 **改正地球温暖化対策推進法**の成立
- 2021年6月 「**地域脱炭素ロードマップ**」の公表

道の動き

- 2008年7月 洞爺湖サミット開催（温暖化対策が主要なテーマ）
- 2009年3月 **地球温暖化防止対策条例制定**（議員立法）
- 2020年3月 **ゼロカーボン宣言**
- 2020年3月 **気候変動適応計画**を策定
- 2021年3月 **温暖化対策推進計画(第3次)**を策定
- 2021年4月 **北海道気候変動適応センター**の設置
- 2021年10月 **条例及び計画**の見直し（諮問）

- 2015年パリ協定以降、国内外で「**脱炭素化**」の動きが加速。ゼロカーボン北海道の実現に向けて、温室効果ガスの排出抑制である「**緩和**」の進展とともに、条例制定後、「**気候変動の影響による被害の回避・軽減**」を目的とした気候変動適応法が成立。
- 国は**来春の温対法施行**に向け、省令（再生可能エネルギーの促進区域等）を検討するため、本年9月、有識者による**制度検討会**を設置。**動向を注視中**。

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や 「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつながる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化 開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

1 はじめに

- 気候変動問題に長期的な視点で取り組むため、2020年3月に、道は「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明。
- 再生可能エネルギーと森林などの吸収源の最大限の活用により、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進める。
- そして、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北の大地「**ゼロカーボン北海道**」を実現。

2 本計画の位置付けと期間

- 「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」など
- 2021（令和3）年度から2030（令和12）年度まで

3 気候変動の影響

- 大気中の温室効果ガス濃度が上昇し、世界中で地球温暖化が進行しており、今後道民のくらしや産業などにさらに大きな影響を及ぼすと考えられる。

4 世界と日本の削減目標

- パリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求することを明記。
- 2020年10月、総理大臣が「2050年までに脱炭素社会の実現を目指す」と宣言。

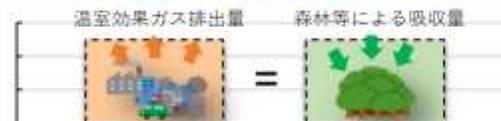
5 北海道の地球温暖化に係る現状

- 積雪寒冷、広域分散型の地域特性により、一人当たりの排出量は全国の約1.3倍。
- 一方、多様なエネルギー源が豊富に賦存し、再生可能エネルギーの活用に向けては全国随一の可能性があり、全国の22%を占める森林など、二酸化炭素を吸収・固定する働きを担う豊かな自然が広がっている。

6 北海道の削減目標

めざす姿（長期目標）

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする
「**ゼロカーボン北海道**」の実現



中期目標（2030年度）

2013年度比で**35%**（2,551万t-CO₂）削減



7 温室効果ガス排出抑制等の対策・施策

取組の基本方針

- 豊富な再生可能エネルギーなど本道の地域資源を最大限活用した「地域循環共生圏」の創造
 - 環境と経済が好循環するグリーン社会の構築
 - 人口減少がもたらす諸課題の解決に繋がる地域経済・社会の活性化
 - 災害に対するレジリエンス強化
 - 健康で快適な暮らしの実現
- これらの同時達成を目指し、**あらゆる施策・計画に脱炭素の観点を組み込み、脱炭素化を促進。**

ゼロカーボン北海道の実現へのキーワードは、3つの「C」



重点的に進める取組

多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化

- 道が牽引するゼロカーボン北海道
- 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- あらゆる社会システムの脱炭素化
- 環境と経済の好循環
- 革新的なイノベーションによる創造
- 持続可能な資源利用の推進

再生可能エネルギーの最大限の活用

- 地域特性を活かしたエネルギーの地産地消の展開
- ポテンシャルの最大限の活用に向けた関係産業の振興

森林等の二酸化炭素吸収源の確保

- 森林吸収源対策
- 農地土壌対策
- 都市緑化の推進
- 自然環境の保全

補助目標：ゼロカーボンシティ表明市町村数、省エネに係るエネルギー消費原単位、新工場の導入目標、森林経営計画の認定率、バイオマスエネルギー利用量 など

8 2050年のゼロカーボン北海道のイメージ

2050年までのゼロカーボン北海道の実現

- 再生可能エネルギーと吸収源の最大限の活用
- 地域循環共生圏の創造による環境・経済・社会の統合的な向上
- イノベーションによる社会システムの脱炭素化
- くらしの快適性・健康性の向上、防災・減災性能の向上
- 真に豊かで誇りを持てる社会を次の世代へ

全道でのFCV、水素サプライチェーンの広域展開、道民まで省13料*化を進めた設備・機器市場の確立

水素ステーションの全道展開、革新的なイノベーションの推進

新たな技術の普及、2035年までに専用車新車販売で電動車100%

2030年度 削減目標の達成

- 本計画に基づく対策・施策の着実な推進
- 長期的な視点を持った効果的な対策・施策のさらなる導入・展開

2021年



9 計画の推進体制等

- 幅広い関係者との連携・協働
産業、経済、金融などの関係団体等と協議する場の設置などにより、意識の共有や積極的な姿勢の醸成を図り、主体的な取組の促進と新たな連携・協働を生み出す。
- 庁内の推進体制
知事をトップとする部局横断組織により、庁内の連携及び施策の調整を図り、気候変動に関する施策を総合かつ計画的に推進。
- 計画の進捗評価
定期的に「北海道環境審議会」による評価を受け、その結果を公表するとともに、施策の見直し等に活用。
- 計画の見直し
概ね5年後に点検を行うほか、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、見直し。

背景
計画策定の趣旨等
気候変動の影響と評価

適応策の実効性を高め、各主体が担うべき役割を明確化、地域における適応の取組の推進

- ◆趣旨：本道の地域特性や社会変化の特性に応じて「適応」の取組を加速するとともに、総合的かつ計画的に施策を推進
- ◆計画期間：概ね5年とし、国の動向等を勘案して必要に応じて見直し

農業	水稲など一部作物の収量の増加、病害虫の発生増加や分布域の拡大	自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生
水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少	健康	熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加
自然生態系	高山帯・亜高山帯植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大	その他	自然を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響

適応の取組の推進に関する基本方向

<p>1 本道の強みを活かす適応の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の4つの分野について重点的な取組を推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 自然環境 ■ 産業 ■ 自然災害 ■ 生活・健康 	<p>3 道民や事業者等の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者や事業種別等を踏まえた普及啓発や情報提供を推進 ○ 「気候リスク管理」と「適応ビジネス」の推進
<p>2 情報や知見の収集、適応策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 科学的知見の充実や、気候変動の影響等に関する情報収集・提供や本道における適応策の検討 	<p>4 推進体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域気候変動適応センター機能の確保、国の気候変動適応センターと連携した情報収集や提供、技術的助言 ○ 国の気候変動適応広域協議会への参加

各主体の役割

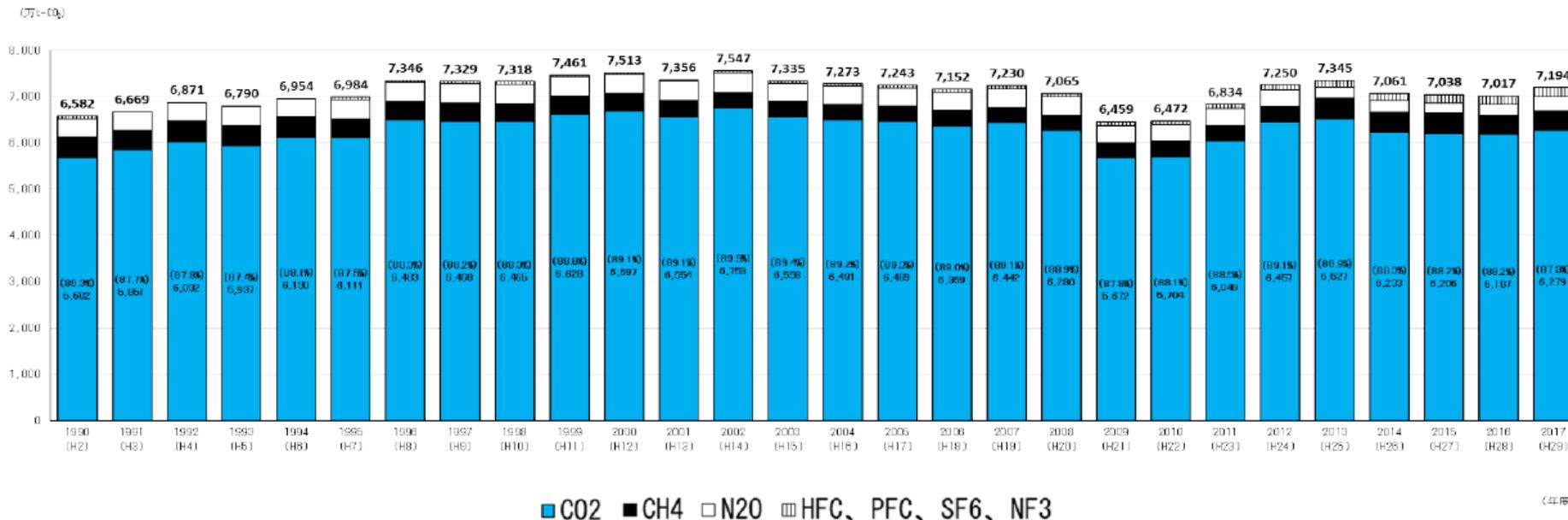
<p>道の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定や地域気候変動適応センターの確保 ・ 関係者と連携・協働した取組の推進 ・ 道民や事業者等の取組促進に向けた普及啓発実施 など 	<p>事業者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「気候リスク管理」の取組の推進 ・ 「適応ビジネス」の展開 など 	<p>道民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応への理解と関心を深め、自ら実践 	<p>市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の適応の取組の推進 	<p>民間団体の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道民に「適応」の取組を広める活動
--	--	---	---	--

計画の進捗管理

- 進捗状況の把握・評価手法に関する国の検討状況を踏まえ、道における評価手法等を検討
- 当面は基本方向に基づく取組を推進し、関連施策等の実施状況について定期的に把握・とりまとめ

北海道の温室効果ガス排出量

一人当たりの排出量は、全国の約1.3倍であり、積雪寒冷により冬季の灯油等の使用量が多いことや、広域分散型で自動車への依存度が高いという本道の地域特性が大きな要因と考えられる。2017（H29）年度における本道の温室効果ガス排出量は7,194万t-CO₂です。



■CO₂ ■CH₄ □N₂O ▨HFC、PFC、SF₆、NF₃

図1 温室効果ガス排出量の推移
(グラフ内の数値(上段:総排出量 下段:CO₂排出量(カッコ内は全体に占める割合))

- 基準年(2013(H25)年度)と比べ**2.1%減少**、前年度(2016(H28)年度)と比べ**2.5%増加**している。
- ゼロカーボン北海道への実現に向けて引き続き更なる**努力が必要な状況**。

部門別の二酸化炭素排出量の推移

二酸化炭素排出量は、産業部門からの排出量が最も多く、次に民生（家庭）部門、運輸部門、民生（業務）部門となっており、この4部門で全体の約90%を占めています。

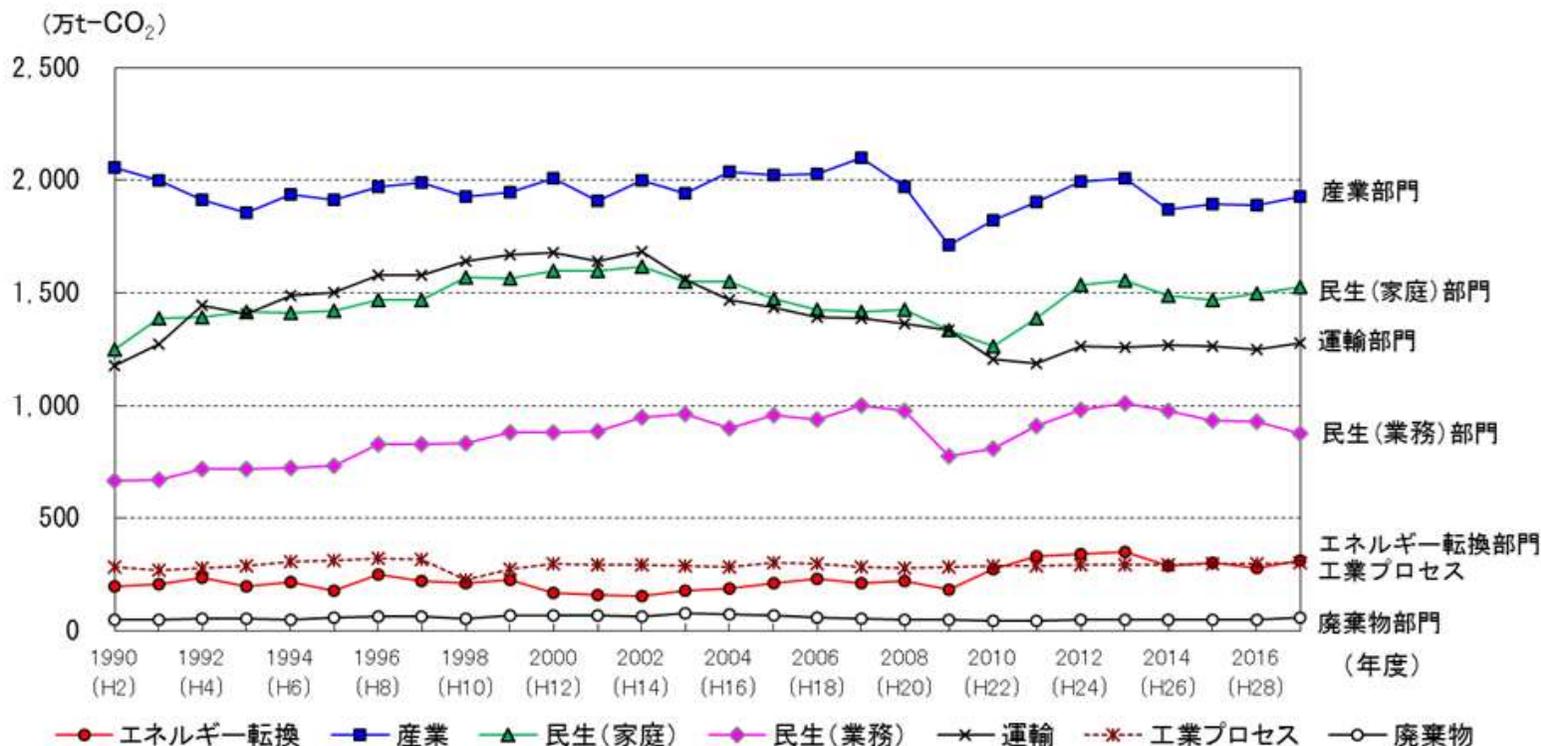


図2 道内の部門別二酸化炭素排出量の推移

○各部門の排出量の推移を見ると、近年は各部門とも概ね横ばいとなっている。

北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量の構成比

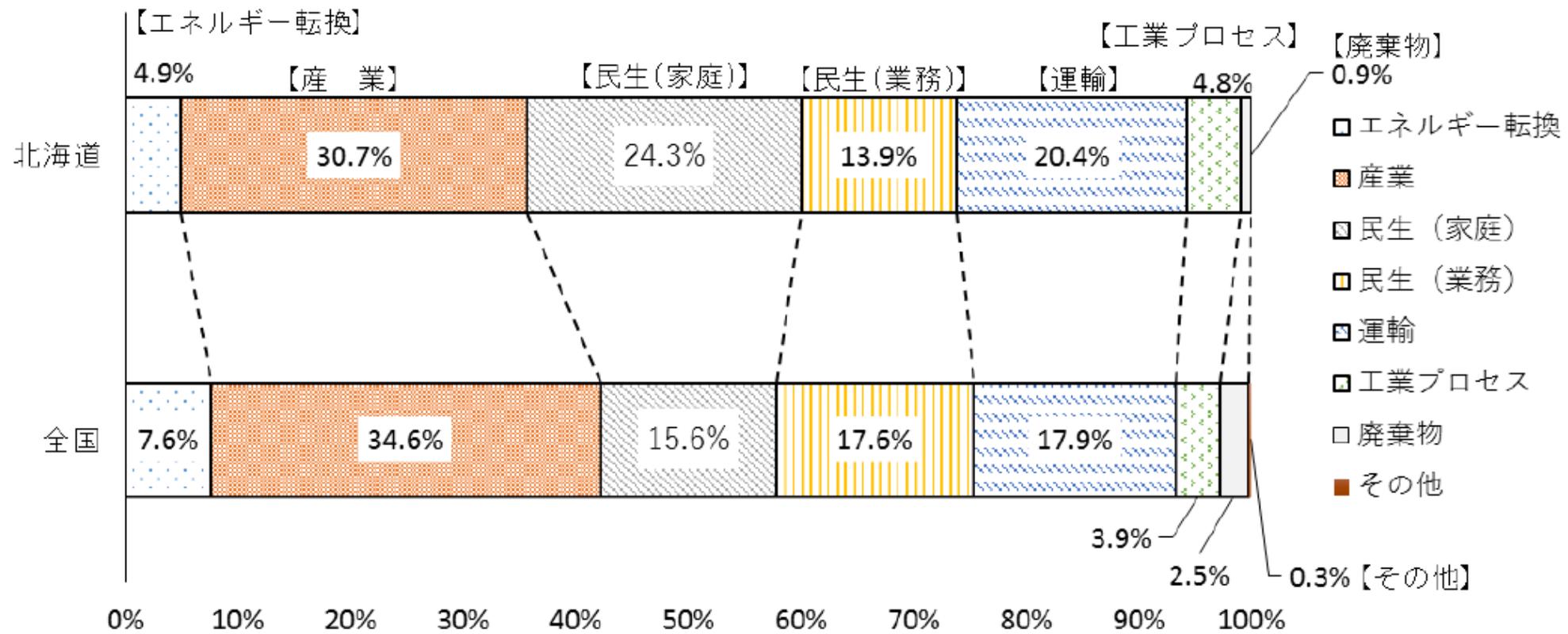


図3 北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量の構成比 (2017 (H29) 年度)

○全国と比較すると、民生（家庭）部門、運輸部門の割合が高い一方、民生（業務）部門の割合が低くなっている。

2030年度の削減目標

単位：(万t-CO₂)

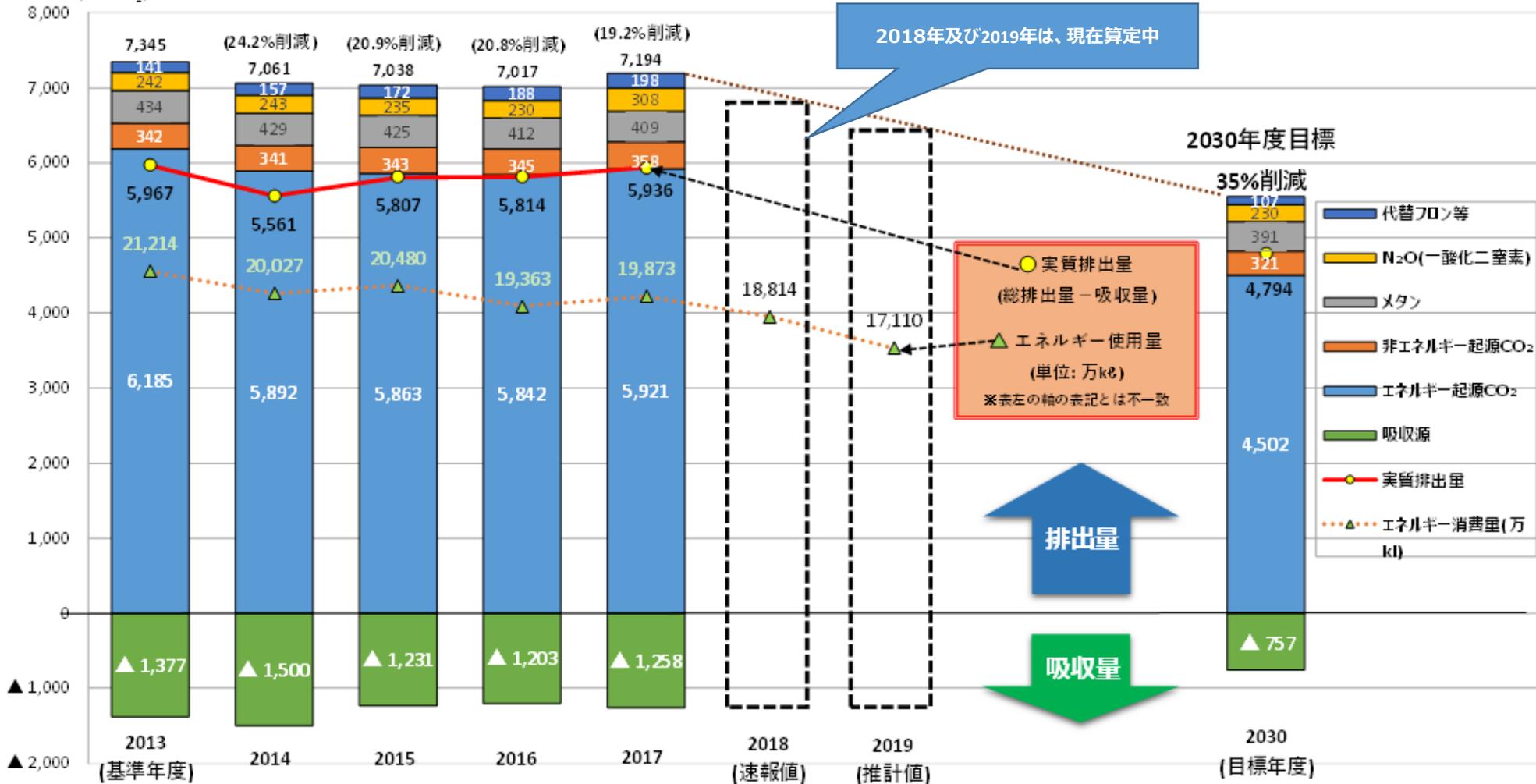
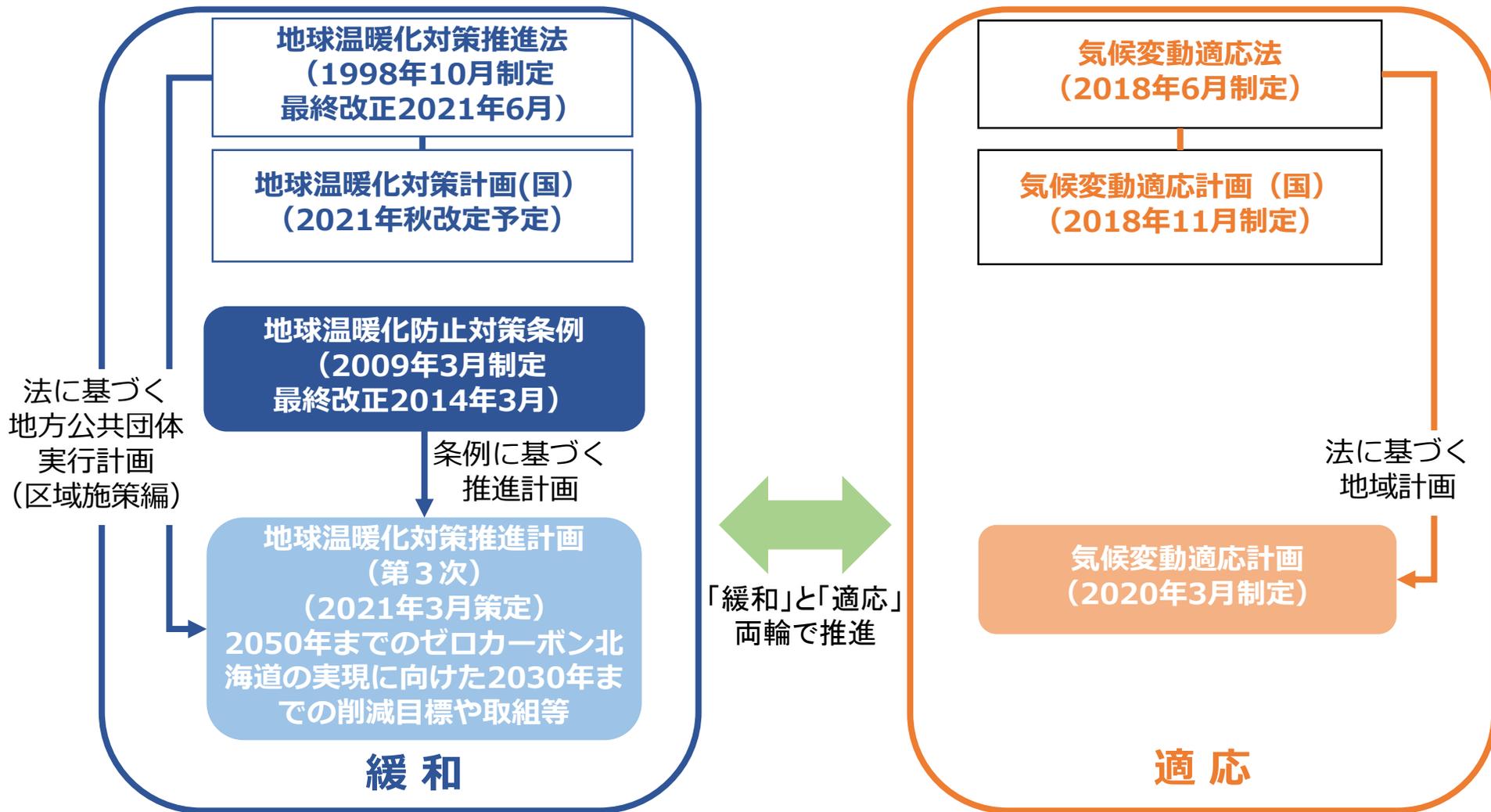


図4 2013年度（基準年度）から2030年までの排出量の削減イメージ

条例の位置付け



○ 「適応」については、制定時期の関係から、条例では位置付けられていない。

● 北海道地球温暖化防止対策条例 策定年月日：平成21年（2009年）3月31日

【条例の前文】

2008年に開催された北海道洞爺湖サミットでは、西暦2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50パーセントを削減するという長期目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止に取り組む必要があるとの認識で合意し、対策をすすめることが極めて重要であることが、世界の国々の人類一人ひとりに提示されました。こうした中で、豊かな環境を有する本道から、地球温暖化防止対策に積極的に貢献する必要があります。

【条例の目的】（第1条）

地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人類の福祉に寄与する。

【道の責務】（第3条）

- ・地球温暖化防止対策の策定・実施
- ・市町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援
- ・市町村や事業者、道民との連携・協働
- ・道自らの事務・事業に関する地球温暖化防止対策の率先実行

【事業者の責務】（第4条）

- ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

【道民の責務】（第5条）

- ・日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制
- ・道の施策への協力

【観光旅行者等の協力】（第6条）

- ・温室効果ガスの排出抑制に協力

- 前文では、制定時点の「2050年までに世界全体で少なくとも50%削減」との温室効果ガスの過去の長期目標が示されている。現在、道では、国と同様に世界の情勢を踏まえて「2050年ゼロカーボン北海道の実現」を目指している。

地球温暖化防止に向けた主な取組

【道による「地球温暖化対策推進計画」の策定等】（第8条～第11条）

- ◆ 推進計画による地球温暖化対策の総合的・計画的な推進
- ◆ 地球温暖化対策指針による道民・事業者等への排出抑制の方策

- ◆ 道が実施する温暖化防止施策の公表・評価

【事業活動に関する取組】

（第12条～第15条）

- ◆ 事業者⇒温室効果ガスの排出抑制を図るための措置をとるよう努力義務
- ◆ 大規模エネルギー使用事業者⇒温室効果ガス排出削減等に係る計画書・実績報告書の作成・提出⇒知事が公表

【建築物の新增築に関する取組】

（第24条～第27条）

- ◆ 建築主⇒建築物へのエネルギー使用の合理化などへの努力義務
- ◆ 大規模建築物の新增築等を行おうとする建築主⇒新增築時における建築物環境配慮計画書の作成・提出⇒知事が公表

【啓発・広報に関する取組】

（第33条～第34条）

- ◆ 道⇒温暖化防止に関する情報提供、学習機会の創出などの必要な措置
- ◆ 事業者⇒従業員に対する理解の促進への努力義務
- ◆ 「北海道クールアース・デイ」の制定⇒温暖化防止の取組を集中的に実施

【自動車使用に関する取組】

（第18条～第21条）

- ◆ 道民⇒公共交通機関等の利用や適正な運転・アイドリングストップの実践等への努力義務
- ◆ 大規模駐車場の設置・管理者⇒アイドリングストップを促す周知
- ◆ 自動車販売業者⇒新車を購入しようとする人に対し、性能情報の説明（レンタカー業者⇒同様の説明の努力義務）

【再生可能エネルギーに関する取組】

（第28条～第31条）

- ◆ 道⇒再生可能エネルギーの導入促進や情報提供
- ◆ 事業者・道民⇒再生可能エネルギーの利用推進への努力義務
- ◆ 大規模エネルギー供給事業者⇒再生可能エネルギー計画書・達成状況報告書の作成・提出⇒知事が公表

【その他の取組等】

- ◆ 行事・催し物等における環境配慮の取組の促進（第7条）
- ◆ 地球温暖化防止行動の促進や行動への支援（第16条）
- ◆ 環境物品等の購入等の促進（第17条）
- ◆ 冬期・夏期における取組の推進（第35条・第36条）
- ◆ 地産地消の推進（第37条）
- ◆ 顕彰、指導・助言、報告等の提出、勧告、公表、市町村の条例との関係、規則への委任（第38条～第44条）

【機械器具使用に関する取組】

（第22条・第23条）

- ◆ 温室効果ガスの排出の量の少ない機械器具の使用などへの努力義務
- ◆ 機械器具販売業者⇒器具を購入しようとする人に対し、省エネルギー性能情報の表示と説明

【森林保全等の取組】

（第32条）

- ◆ 事業者・道民⇒森林保全及び整備、道産材の利用推進への努力義務
- ◆ 道⇒情報提供その他の措置

- 現条例は、各主体の責務のほか道の取組、事業活動、建築物、再エネに関する報告・公表の義務などが規定されており、「ゼロカーボン北海道の実現」に向けた検討が考えられる。

【道による「地球温暖化対策推進計画」の策定等】（第8条～第11条）

- ◆ 推進計画による地球温暖化対策の総合的・計画的な推進
「北海道地球温暖化対策推進計画」を令和3年3月改定
- ◆ 地球温暖化対策指針による道民・事業者等への排出抑制の方策
「北海道地球温暖化対策指針」を平成21年2月策定
- ◆ 道が実施する温暖化防止施策の公表・評価
「施策等の実施状況に係る道の点検結果報告書」を公表・評価

【事業活動に関する取組】 （第12条～第15条）

- ◆ ISO14001の取得
- ◆ 北海道グリーンビズ
- ◆ 温室効果ガス削減等計画書等の提出
- ◆ 温室効果ガス削減等計画書実績報告書の提出
(P15に記載)

【建築物の新增築に関する取組】 （第24条～第27条）

- ◆ きた住まいの制度
- ◆ 北方型住宅の推進
- ◆ 建築物の環境配慮計画書の提出
- ◆ 工事完了届出書の提出
(P16に記載)

【啓発・広報に関する取組】 （第33条～第34条）

- ◆ 北海道地球温暖化防止活動推進員の派遣
- ◆ 道のホームページにおいて温暖化対策ポータルサイトの設置
- ◆ ナッジを活用した普及啓発
- ◆ 北海道フロンティアキッズ育成事業
- ◆ 北海道クールアース・デイ

【自動車使用に関する取組】 （第18条～第21条）

- ◆ エコアンドセーフティドライブ普及啓発
- ◆ 公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上
- ◆ 信号機の高度化等による交通流の円滑化
- ◆ 自転車道整備
- ◆ MaaSの活用に向けた取組

【再生可能エネルギーに関する取組】 （第28条～第31条）

- ◆ 水素型社会推進事業
- ◆ 太陽光発電・蓄電池の共同購入
- ◆ バイオマス利活用施設整備補助
- ◆ 新エネルギーの有効活用モデルの取組支援
- ◆ 再エネ計画書の提出
- ◆ 再エネ報告書の提出
(P17に記載)

【その他の取組等】

- ◆ 北海道エコイベント指針
- ◆ 温暖化防止行動の促進
- ◆ グリーン購入
- ◆ 北海道クールあいらんどキャンペーン
- ◆ 北海道あったまろうキャンペーン
- ◆ ナチュラルビズスタイル
- ◆ どさんこ愛食食べきり運動
- ◆ 北のめぐみ愛食レストラン
- ◆ 北海道ゼロ・エミ大賞

【機械器具使用に関する取組】 （第22条・第23条）

- ◆ 道民や特定器具販売事業者により実施
(P17に記載)

【森林保全等の取組】 （第32条）

- ◆ 全国育樹祭の開催
- ◆ 木育推進事業
- ◆ 森林整備事業
- ◆ HOKKAIDOWOOD推進事業

特定事業者への義務について

次の特定事業者は温室効果ガスの排出状況を把握し、計画的に排出削減等の措置を図るため、計画書や実績報告書を作成し、知事に提出を義務づけ。知事はそれらの計画書等を公表。

1,500kl/年排出事業者

道内に有するすべての工場等の一年間の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500 k l 以上の事業者（※1）

自動車運送事業者

道内に登録する自動車の総数が次に該当する自動車運送事業者
トラック：200台以上
バス：200台以上
タクシー：350台以上

その他、エネルギー使用に伴う以外の温室効果ガス排出量3,000t-CO₂以上の事業者

道内において温対法施行令第5条第10号から第16号までの事業者（※2）で、前年度の4月1日の従業員数が21人以上、二酸化炭素換算3,000トン以上排出する事業者

※1 省エネ法の特定事業者と同基準

※2 廃棄物焼却施設や下水終末処理場等

- 2019年度の実績報告書は**285事業者**から提出。
- 特定事業者は国と道への報告が重複しており、法の改正を踏まえた国の報告・公表制度の活用など、**条例の手続の簡素化、事業者の負担軽減や取組意欲の向上策の検討**などが考えられる。

建築物に関する義務規定について

建築主は次の建築物における熱の損失の防止や建築設備に係るエネルギーの効率的利用等について、計画的に措置を図るため、配慮計画書や完了届出書を作成し、知事に提出を義務づけ。知事はそれらの計画書等を公表。

新築等

合計が2,000㎡以上（特定建築物）の新築、改築（改築部分の床面積等）、増築

修繕等

面積の合計が2,000㎡以上又は2,000㎡未満であって、当該部分の面積の合計が当該屋根等の面積の合計の2分の1以上

建築設備の設置等

特定建築物の空気調和設備等の設置又は改修（一定規模以上の改修）

- 条例制定時から配慮計画書は延べ308件の建築物について提出。
- 断熱化の向上やLED化等によるエネルギーの効率利用などが報告。
- 建築物省エネ法により、国と道への報告が一部重複しており、規定のあり方についての検討が考えられる。

再生可能エネルギーの利用に関する義務規定について

次の特定エネルギー供給事業者を対象に、再生可能エネルギーの供給量の拡大を図るため、目標や基本方針、基本方針に基づき講ずる措置等についての計画書や達成状況報告書を作成し、知事に提出を義務づけ。知事はそれらの計画書等を公表。

小売電気事業者

一般の需要に応じ電気を小売する者

一般送配電事業者

発電事業者から受けた電気を小売電気事業者に供給する者

登録特定送配電事業者

特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する者のうち、小売供給のために登録した者

- 条例制定時から計画書・報告書の提出があった事業者は**53事業者**。
- 再生可能エネルギーの自家消費は対象外。

その他自動車・家庭部門に関する義務規定について

自動車販売事業者

販売事業者は新車に係る地球温暖化防止性能情報を説明。レンタカー事業者から利用者に説明するよう努める。

特定駐車場

500㎡以上の駐車場設置者・管理者は、アイドリングストップの実施を掲示。

特定機械器具販売事業者

特定機械器具（※）をそれぞれ5台以上陳列する事業者は当該特定機械器具に係る「統一省エネラベル」等の表示説明。
※エアコン、テレビ、冷蔵庫、ストーブ



統一省エネラベル例

- これまでの自動車・家電などの義務規定を踏まえ、省エネ対策のあり方についての検討が考えられる。

主な他府県市の規定

基本理念	<ul style="list-style-type: none">・低炭素から脱炭素への長期目標の見直し（京都府、京都市）・条例に愛称を設定（京都市）
排出	<ul style="list-style-type: none">・削減実績の優良事業者を公表（京都府、京都市）・環境マネジメントシステムの導入（京都府、京都市）
建築	<ul style="list-style-type: none">・一定量以上の再エネ及び府内産木材等の使用（京都府）・特定緑化地域の建築物及びその敷地の一定面積以上の緑化（京都府）・一定規模以上の建物は排熱などの有効利用可能エネルギーの活用（長野県）
自動車	<ul style="list-style-type: none">・大規模駐車場にEV充電設備の設置（京都府）
日常生活	<ul style="list-style-type: none">・貨物・宅配の再配達回避（京都府）
再エネ	<ul style="list-style-type: none">・水素エネルギーの導入（岐阜県）
適応	<ul style="list-style-type: none">・目的に適応を追加、各主体の責務、県適応計画の策定、県適応センターの設置（岐阜県）・条例名に適応の文言を追加（岐阜県）

※京都府、京都市、長野県、岐阜県を参考に記載

【総論】

- ① 条例制定後の**国内外の情勢変化**を踏まえた条例のあり方
- ② 2050年「**ゼロカーボン北海道**」の**理念を共有し**、**道民・事業者などの理解と協力**を得て
オール北海道での推進につながる条例のあり方
- ③ **脱炭素社会に向けた各主体の責務**、**北海道らしい緩和策**の基本的事項や、**気候変動適応策**の推進についての条例のあり方
- ④ **施行状況**を踏まえた条例のあり方

<条例>

地方公共団体の権限に属する事務について、目的や理念・目指す姿を共有するとともに、その実現に向け、住民や事業者などへ義務を課すことや権利を制限することを許された地方自治体の法令

7. 条例見直し検討に当たっての主な論点② 20

● 条例見直し検討の視点のキーワード（計画における重点的な取組）

北海道地球温暖化対策推進計画

- 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化
 - ・ 道が牽引するゼロカーボン北海道
 - ・ 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
 - ・ あらゆる社会システムの脱炭素化
 - ・ 環境と経済の好循環
 - ・ 革新的イノベーションによる創造
 - ・ 持続可能な資源利用の推進
- 再生可能エネルギーの最大限の活用
 - ・ 地域特性を活かしたエネルギーの地産地消の展開
 - ・ ポテンシャルの最大限の活用に向けた関係産業の振興
- 森林等の二酸化炭素吸収源の確保
 - ・ 森林吸収源対策
 - ・ 農地土壌対策
 - ・ 都市緑化の推進
 - ・ 自然環境の保全

北海道気候変動適応計画

- 本道の強みを活かす適応の取組の推進
- 情報や知見の収集と適応策の検討
- 道民や事業者等の理解・取組の促進
- 推進体制の充実・強化

7. 条例見直し検討に当たっての主な論点③ 21

【各論】

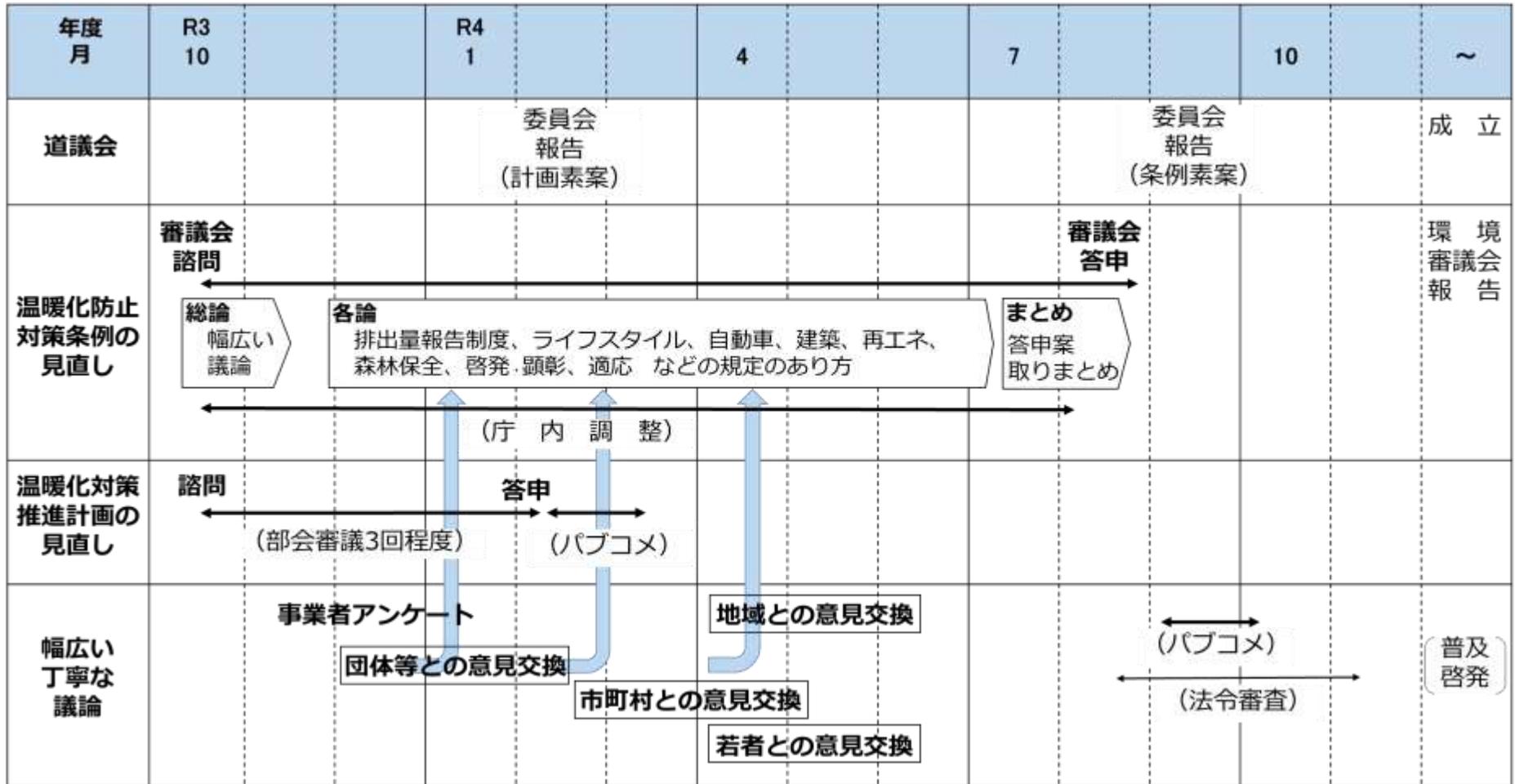
- **道の取組**
 - ・ 温対計画と連動した、道の基本的な取組方向のあり方
- **事業活動分野の義務規定**
 - ・ 温対法の改正も踏まえた、実効性があり、事業者にとっても効果的かつ効率的な排出量報告・公表制度のあり方
 - ・ ZEHなど省エネ性能の高い建築物の普及を一層推進する仕組みのあり方
- **自動車・家庭部門の取組**
 - ・ EVなどの次世代自動車の普及に向けた取組のあり方
 - ・ 省エネ製品の選択など道民のライフスタイルの変容を促す取組のあり方
- **再生可能エネルギーの利用拡大**
 - ・ 電気供給事業者における再エネ導入を一層促進する取組のあり方
 - ・ 道民の再エネ利用を一層促進する取組のあり方
- **気候変動への適応の推進**
 - ・ 適応の推進に向けた道、道民や事業者などの取組のあり方

など

8.本日、重点的にご議論いただきたい事項 22

- 条例見直しの検討に当たっての**主な論点の整理**について
- **今後の検討の進め方**について

<想定スケジュール>



- 条例の見直しの検討は、およそ2月（第3回部会）まで**温対計画の見直しと連動**して進行。
- **部会での審議**を進めながら、事業者アンケートや地域との意見交換など**幅広い議論**を行うことにより、**道民や事業者などの理解と協力**を得て、制定していく。